



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

第30準備書面

—北陸電力の原発運転資格の欠如—

2014年(平成26)年12月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



第1 はじめに

原告は9月29日の第11回弁論の日に第26~29準備書面を提出し、原告としては主張は出し切った。

これに対し、被告はこれまでほとんど反論らしい反論をしていなかったが、8月に規制基準適合性審査の申請を行ったことを契機として、本日の第12回弁論期日から、規制基準適合性審査に関する主張を始めている。

しかし、そもそも適合性審査の基本となる規制基準は、民事訴訟においては判断基準とならないことは、原告の第21・24準備書面で述べてきたところである。

又、この適合性審査申請の実態をみると、被告には原発を運転する資格がないのではないかと思料される。今回の被告の申請は他の原発の申請と比較して

判決の仮取

も、非常に異常な申請だからである。現に規制委員会からも、被告の申請は特異な申請であると強く批判されている。

又、福島原発事故時の吉田所長の調書が最近公開されたが、福島原発事故は人の力ではどうにもならない事態だったことが判明した。原発では電気が全部止まってしまうと、全くコントロールできないのである。事故現場では様々な機器の操作とか、ICが稼働しているかどうかなど、全く認識されていなかつた。現実の事態はそのようなレベルではなく、事故当時、吉田所長が考えていたのは、格納容器の圧力を下げるのことと原子炉に水を入れることだけとされている。

この吉田調書の中では、「東電の現場の技術者は日本一の技術者だと思うけど、たいへんよくやってくれた。しかしその彼らでさえ、何ともならなかつた」とされている。その最良の技術者でも原発はコントロールできなかつたのである。

翻って考えるときに、特異な適合性審査申請をしている被告は、万一事故が起ったときに、十分な対応が取れるのか、大いなる危惧を感じるものである。

もともと被告には原発の安全性に真摯に対応してこなかつた歴史がある。原発を保有する電力会社の中でも、原発を運転する資格が最もない電力会社であると言わざるを得ない。

そこで、本準備書面ではこの点を主張する。

第2 規制基準について

1 本日の弁論から被告は規制基準適合性に関する主張を始めた。

しかし、本訴訟のような人格権に対する侵害の程度が甚だしい類型の民事差止訴訟においては、原告らが第21・24準備書面で主張している通り、被告が主張・立証すべきは、「本件原発が安全性に欠ける点がないこと」であつて、「原子力規制委員会の新規制基準に適合していること」ではない。

従って、規制基準適合性審査は本訴訟の帰趨の判断基準とはならず、ましてや未だ適合性審査の結論も出ていない適合性審査の申請をしたことなどは、本訴訟において検討すべき対象でもない。

この点、本件と同じ民事訴訟での大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決（福井地方裁判所平成26年5月21日判決、以下「大飯判決」という。）も「新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合や原子力規制委員会による新規制基準への適合の審査の適否という観点からではなく、（1）の理（原告注：（1）原子力発電所に求められるべき安全性）に基づく裁判所の判断が及ぼされるべき」である（甲D第1号証、同判決41頁）として、裁判所の判断において新規制基準の適合性審査は不要であることを明確に示している。

2 しかも、そもそも原発の安全性の確保は事業者の責任であり、規制基準と安全性は直結しないことは原子力規制委員会委員長も力説しているところである。

まず、2013年3月19日開催の第33回原子力規制委員会において、田中委員長は新規制施行に向けた基本的な方針（私案）を公表しているが、ここでは「事業者は、原子力発電所の安全確保の一義的責任を負う。規制当局が、原子力発電所の安全性に関する証明責任や説明責任を負っていると履き違えると、安全神話に逆戻りしてしまう。原子力規制委員会は、原子力発電所が規制の基準を満たしているか否かを確認し、その結果により達成される安全レベルの説明を行うことを役割とする。」としていた。（甲B第287号証21頁）

又、2013年4月3日開催の原子力規制委員会で田中委員長は、従来の基準が安全基準と称されてきたことに関して「安全基準」というと、基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあるため、今後は規制基準とすると発言し、委員の反対がなく、以降「規制基準」の名称が使用してきた。（甲B第288号証33頁）

更に、川内原発再稼働における記者会見においても、原子力規制委員会の田中委員長は「原発が新規制基準を満たすかどうかを審査するだけである、新規制基準への適合は審査したが、安全だとは言わない」と述べ、規制基準を満たせば安全であるとはいはず、基準を満たすことは規制基準により達成される安全レベルに達していることを確認するにすぎないとしているのである。（甲B第289号証、甲B第290号証9頁）

このような見解は当然である。

けだし、規制基準で想定している異常や事故の範囲は有限であり、一切の事故を考えているわけではないからである。

3 規制基準の限界には、科学の不確実性とトランスサイエンスの問題があることは云うまでもない。

とりわけ、地震については科学の不確実性が問題である。

この点、大津地裁は本年11月27日に出された大飯・高浜原発の稼働禁止仮処分決定において、新規制基準の合理性について「自然科学においてその一般的傾向や法則を見いだすためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか（原告注 この点は、原告の第29準備書面で主張している点である）。加えて、研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのでないか。」と疑問を呈している。（甲D第2号証54頁）

同じ趣旨は5月21日に言い渡された福井地裁の大飯原発差止判決においても「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるが、その発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。原子力規制委員会においても、16個の地震を参考にして今後起ころう震源を特定せず策定する地震動の規模を推定しようとしていることが認められる。この数の少なさ自体が地震学における頼るべき資料の少なさを如実に示すものといえる。したがって、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」と判示されていたところであり（甲D第1号証、同判決44頁），地震についての新規制基準に関しては、最近の二つの裁判所において不合理の烙印を押されているのである。

4 被告は規制基準の適合性申請を強調するが、そもそも規制基準に適合しても安全性は確保されないことを、まず前提として確認する必要がある。

第3 吉田調書の示すもの

1 事故時にはどうにもならない原発

(1) 吉田調書の公開

福島第一原発事故に関して、平成26年9月頃、同原発所長吉田昌郎氏（以下、「吉田所長」という。）の事故対応等に関する聴取結果書（以下、「吉田調書」という。）が政府より公開された。

吉田調書は、福島第一原発事故のまさに事故時における現場の状況を肌で感じ、事故対策を現実に行った者による重要な証拠である。我々が原発事故の危険性を考える上では、当然無視し得ない証拠である。

そして、この吉田調書から分かることは、十分な安全性を有する設計設備を持っていましたと認識されていた福島第一原発が、いとも簡単に故障・機能停止し、そのため結局は現場作業員が「手動」で事故対策をせざるを得なかつたこと、そして、現場の作業員がいかに全力で事故対応をしても一度原発事故が発生してしまったらどうしようもならないということである。

以下、これらの点について吉田調書の記録を引用して論じる。

(2) 福島第一原発事故における東京電力の対応

ア 被害状況の把握ができず事態が深刻化していったこと

福島第一原発事故では、東北地方太平洋沖地震が発生してから間もなく、外部電源が確保できなくなり、結果として全交流電源喪失状態となった。

その際、福島第一原発の原子炉各所において何らかの異常が発生していることは分かっていたものの、計器の多くは故障し又は信頼性を欠く状況となり、いかなる部分がどの様に問題が発生しているのかが判別できない状態となった。この点、例えば吉田調書には、「はっきりいってわからないんですよ。細かい現場の状況が、要するに、この辺、まだ本店と近い部分があって、要するに計器が見えていないし、中線の状況の電源、真っ暗だとか、主要計器が消えているというのはあるんですけども…。」（甲B第291号証・吉田調書平成23年7月22日分39頁）といった記録がある。

この様な被害状況がはっきり把握できない状態の中、前述の電源喪失が明らかになり、原子炉の冷却機能が喪失してしまった。この点についても吉田調書において、「最初に愕然としたのは、全交流電源喪失、D Gが止まった。これで顔色が変わりました。間違いなく。大変なことになった

と。」（甲B第291号証・吉田調書平成23年7月22日分28頁）, また、「結局、計器類についての電源復旧も必要でしょうし、非常用ディーゼルが使えないということになって、次にどういう対応を取ろうとお考えになられたんですか。」という質問に対し、「絶望していました。基本的には、私自身ですね。シビアアクシデントに入るわけですけれども、注水から言うと、全部のECCSが使えなくて、ICとRCICが止まって、HPCIがありますけれども、それらが止まった後、バッテリーが止まつた後、どうやって冷却するのかというのは、検討しろという話はしていますけれども、自分で考えても、これというのがないんですね。」（甲B第291号証・吉田調書平成23年7月22日23頁）と記録されている。

イ やれることは圧力を抜き水をいれるという2点であったこと

福島第一原発事故の現場にはおいては、この様なマニュアルにはない事態を招き、できることは、とにかく水を入れること及び圧力を抜くことの2点のみであった。吉田調書では、「私がこのとき考えたのは、格納容器の圧力を何とかして下げたい。それから、原子炉に水を入れ続けないといない。この2点だけなんですよ。メインで考えたのは、それ以外の細かいことは、枝葉末節で、この2点をどうするんだということしか考えていませんから…。」（甲B第292号証・吉田調書平成23年7月29日6頁）と記録されている。

ウ 日本最高レベルの専門家ですら対処不能であったこと

もっとも、この様な現場における作業は、水をいれるにしても、圧力を下げるにしても、電気がない状況で現場作業員が使える道具がほとんどなくなっているため、困難を極めた。しかし、福島第一原発では、この様な重大な事故状況であるにもかかわらず、優秀な吉田所長や現場作業員等の専門家が機転を利かせ、かつ被爆もおそれない勇気ある行動が功をなし、東日本の壊滅を防ぐ状態へ留めたものである。この点、吉田調書では、

「うちの連中は、…車のバッテリーを外していったり、中ではものすごい知恵を働かせて、やれることは全部やっているんです。」（甲B第292号証・吉田調書平成23年7月29日分43頁）、「私は、こここの発電所の発電員、保修員は優秀だと思います。3発電所を見ても、今まで一番トラブルも経験していますから、机身で、協力企業だけを使うんではなくて、自分らでも作業をしてきた経験がありますから、これだけのことをできたんだと思います。柏崎で同じことがもし起こったとしたときに、彼らがそういうふうにできるかどうか。」、「部下たちは、少なくともそういう意味では、日本で有数の手が動く技術屋だったと思います。それでこのレベルですから。」（甲B第292号証・吉田調書平成23年7月29日分44頁）と記録されている。

エ 小活

この様に、吉田調書に記載の通り、ひとたび原発事故が発生してしまえば、現場作業員の「手動」による対策によらざるを得ず、現場における事故状況は極めて解決困難、収束困難な事態に陥ることが具体的に分かった。

そして、さらに原発事故というものは、日本そして世界有数の専門家をもってしても手に負えない事態を招くことが判明した。

2 原発稼働事業者としての能力の必要不可欠性

原子力発電所を稼働する事業者においては、最低限、原子力発電所を稼働するにふさわしい能力を有することが前提になる。

すなわち、原子力発電所は、原子力科学に対する極めて高度な専門的知識の保有・蓄積を要し、その知識を安全に使用するための十分な経験が必要となる。そして、これらを現実化させるに足りる物的・人的設備を整理・構築することが不可欠である。

つまり、原発稼働事業者は、極めて高度な専門的知識を保有し、多くの経験を持ちながら、かつ盤石な経理的基礎・人的リソース等が必要不可欠なのである。

3 被告の立場

福島第一原発事故を発生させた東京電力は、日本で最大の、そして世界的規模の電力会社である。東京電力の原子力発電所のプラント数は17基であり、従業員数は5万2970名、総資産は14兆7904億円であり、年間売上高は5兆3685億円である（甲B第1号証・国会事故調189頁）。この様な複数のプラントを稼働させ、大勢の優れた従業員を擁し、潤沢な経済的基盤を有する東京電力ですら、原発事故を防げなかつたのである。

他方、これらを被告において見れば、被告北陸電力の原子力発電所のプラント数は志賀原子力発電所1号機、2号機のわずか2基であり、従業員数も4942人、総資産は1兆3812億円、年間売上高は4942億円である（甲B第1号証・国会事故調189頁）。つまり、前述した東京電力における規模と比較して、いずれの点においても10分の1以下という状態である。

この点は、国会事故調では、「東電は、わが国最大、世界的規模の電力会社である。しかし現在、わが国で発電用原子炉を運転している電力会社が、すべてこれに準ずるほどの規模であるかといえばそうではない。例えば富山市に本社のある北陸電力…。このような経営規模でも、…（従前における基準としての）『原子炉を設置するために必要な経理的基礎』は満足していたのでろう。」「しかし、本事故の経験から、原子炉事故を收拾するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり」、「したがって、このような経営規模の電力会社が原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的であると言わざるを得ない。」と述べられている（甲

B第1号証・国会事故調189頁）。つまり、被告は、国会事故調において名指しで原子炉事故を収拾させるための、経理的基礎や人的リソースが全く不十分と評価されているのである。

4 小活

吉田調書は、原子力発電所における事故がいかに収束の困難な事態を招くかを具体的に明らかにした。

それとともに、日本最大・世界でも有数の規模であり、十分な経理的基礎や人的リソースを保有していると評価されていた東京電力が、その最高レベルの専門性を持つとされる吉田所長やその他作業員が最善を尽くしたことをもってしても、原子力発電所で発生した事故に十分に対応できなかつたことも明らかにした。

にもかかわらず、東電から経営規模、従業員数、プラント数等が大幅に劣り、経済的基礎や人的リソースが不十分な被告が、何故安全に原子力発電所を稼働できるか。国会事故調において、原子力発電所稼働事業者として被告の能力を問題視している点は、無理からぬものと言えよう。

そして、次に記す通り、被告の再稼働申請に対する態度等も踏まえてみれば、やはり経理的基礎・人的リソースの不足を指摘せざるを得ないのである。

以上の通り、被告には、原子力発電所を稼働できる、そもそも稼働能力が存しないというべきである。

第4 不可解な適合性審査申請

被告は、平成26年8月12日、志賀原発2号機について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、新規制基準への適合性確認を受けるため、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書、工事計画認可申請書及び保安規定変更認可申請書を提出した（以下「本件申請」という。）。

しかし、以下指摘する通り、被告のなした本件申請は、その詳細を検討する以前の根本的な問題が含まれており、本件申請は異常なものである。

被告がなぜ、今の時期にそのような準備不足の本件申請をしたのか原告において必ずしも定かではなく、いうなれば「不可解」な申請である。

本件申請に関する周辺事情をみれば、被告が原発事業者として安全性への意識がきわめて低く、適性を欠いているということが、浮き彫りとなってくるものである。

1 敷地内断層問題が未決着なままの申請

(1) 志賀原発敷地内断層問題の現状

志賀原発の敷地内には複数の断層が通っており、特に、1号機の原子炉建屋の直下を通っているS-1断層については、「将来活動する可能性のある断層等」である可能性が高いことが多くの専門家から指摘されている。

もしS-1断層が「将来活動する可能性のある断層等」と評価されれば、直下にそのような断層をかかえた原子炉の設置・稼働などおよそ許されるものではなく、被告は1号機を廃炉にするという選択をせざるを得なくなる。

原告が第22準備書面で指摘したとおり、S-1断層は「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるべきものであるが、原子力規制委員会においても、少なくとも現状では、S-1断層等が「将来活動する可能性のある断層等」である可能性は否定できないという見解を持っている（甲A第28号証）。

(2) 被告による2号機のみの適合性審査申請の意味

ア 被告は、志賀原発の敷地内断層問題が未決着のまま、平成26年8月、志賀原発2号機のみについて本件申請をした。

現段階で2号機について本件申請をしたということは、被告自身は、2号機の再稼働の前提準備は現段階で既に整っていると認識していることになる。

すなわち被告は、S-1断層の断層評価の問題は、あくまで1号機の問題であり、2号機の再稼働の前提問題ではないと考えているものである。

イ しかしながら、志賀原発2号機の原子炉建屋は1号機の原子炉建屋と隣接しているものであり、もし1号機がS-1断層の関係する地震でシビアアクシデントを起こした場合は、1号機が水素爆発などを起こして2号機も破壊される可能性があるし、事故により1号機に人が近づけない状態になれば、必然的に隣接する2号機にも近づけなくなるという可能性もある。

少し考えただけでも、S-1断層と1号機の問題は、2号機の問題と全く切り離されて考えていい問題ではないことは明白である。

原子力規制委員会においても、被告からの2号機に関する本件申請に対して、断層評価についての見解の取りまとめを終えるまでは、本格審査には入らないとの見解を示している（甲A第29号証）。

ウ 被告による本件申請は、S-1断層をはじめとする敷地内断層の評価の結論をまったく無視したものである。

今の段階で本件申請に踏み切っているという行動自体に、原発の抱える危険性及び周辺住民の安全を軽視した被告の見識・態度が明確に表れている。

2 フィルターベントの設置を盛り込んでいない申請

(1) 新規制基準においては、事故時に原子炉格納容器内の蒸気を外部に放出して減圧するにあたり、放出する蒸気内に含まれる放射性物質を低減するための装置を設置すること、すなわち、フィルターベントを設置することが求められている。

しかしながら、被告の本件申請の中には、事故対策としてフィルターベントを設置することが盛り込まれていない。

- (2) フィルターベントは、原子力規制委員会が新規制基準において要求するもつとも基本的な設備の一つである。

被告の本件申請にフィルターベントが盛り込まれていないことについては、原子力規制委員会でも問題視されており、平成26年8月26日に開かれた原子力規制委員会の第132回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の場においても、被告と原子力規制委員会との間で、以下のようなやりとりがなされた。

(甲A30号証・21頁以下より抜粋)

規制委員会「ドライウェルから排気される場合は、工認の書類なんかも見ましたけれども、そのまま大気へ放出するというふうになっていますね。これは本当にこういうことでいいとお考えなのかどうか。格納容器の中の放射性物質を含むガスを何もせずに大気に放出していいというのは社の方針なんですか。」被告「ABWR という特性をどう生かすか、それから、どう炉損傷の程度を低く抑えるかということにまず注力をしているわけです。」「サプレッションチェンバの要はウエットウェルというか、そのスクラビング効果がまず期待されるという前提に立てば…」「私どもとしては、そういう前段でいかにその損傷を低くするかということを前提とした上で…」

規制委員会「50条の要求は、炉心の著しい損傷が発生した場合においてなんですね。当然、その炉心損傷防止は十分にやっていただきて、さらに、その上でも炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器を守ると、そのため減圧する場合には放射性物質の低減を行うようにというのを、これは要求なんですけれども、何度も申し上げますけれども、ドライウェル

から引く場合というのは、この放射性物質の低減対策はとらないということでおろしいですか。」

被告「その放出に際して、その外でフィルタリングをしないかどうかということにつきまして、私どもは、その事象の途中で、その進展の中で、サプレッションプールのスクラビングが行われることによって、粒子状の放射性物質がとられることをもって、排気中の放射性物質の低減というふうに考えているものであります。」

規制委員会「今日はあまり細かい議論をする場ではないんすけれども、我々の要求は、ドライウェルから引く場合であっても放射性物質低減機能をつけることです。これはもう明確です。つけることです。」

(3) 以上のやりとりからすれば、被告がフィルターベントの設置を本件申請に盛り込まなかつた理由は、そもそも炉心損傷の程度を低くすることに尽力しているし、サプレッションプール等の他の装置で放射性物質を低くできるため、志賀原発にフィルターベントは不要であると考えたからであるということになる。

しかしながら、原子力規制委員会は、炉心損傷防止対策もサプレッションプール等他の装置の設置もなされていることを当然の前提として、その上で万が一の事態に備えてフィルターベントの設置を要求しているものである。

被告においては、そのような単純な理屈を独自に曲解し、志賀原発にはフィルターベントは不要であるとの結論に達し、本件申請をしている。

(4) 原子力規制委員会のごく基本的な要求をあえて曲解し、備えるべき設備を削減して原発施設の安全性を証明しようとしていること自体が、被告の安全性への意識の低さを裏付けている。

安全性に対してその程度の認識しか持たない被告は、原発という極めて危険な施設を取り扱う事業者として、不適格であると言わざるを得ない。

3 薄い申請書

(1) 鹿児島県の川内原発の審査申請書において約7,500頁も費やされている部分について、本件申請の申請書の当該部分の頁数は約640頁にとどまるなど、被告による本件申請の申請書は他の原発の申請書に比べて極端に薄いとされている。

この申請書の「薄さ」は、第132回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の場においても、規制委員会から問題視され、以下のような厳しい指摘がなされた。

(甲A30号証・19頁以下より抜粋)

規制委員会「最初、御挨拶の中で、十分な準備が整ったので今回申請をされたというふうに言っておられたんですけども、今まで他プラントの状況というのは十分勉強されてきておられるのかと。特に川内なんかの場合ですと、当初の申請に加えて補正が2回されて、どういうものを出さないといけないかというのを勉強するといいますか、考える時間的余裕は、この場合、志賀の場合は十分にあったと思うんですけども、ここは、中身もそうですけれども、例えば、志賀の申請書の添付8、添付10というのは、ざっと見て640ページぐらいなんですね。片や川内のものというのは7,500ページあるんです。それで十分に準備をされたというのは本当ですかと思うんですけども、何でこんなに薄い申請書で出されたのですか」

被告「川内のほうでどのような補正がなされているか、どういった議論がなされているかについては、十二分に注視をしてまいりましたけれども、そういった中、もともと川内さんが申請された内容から、相当部分追加されて補正をされた部分につきましては、今後、私どもが審査を受けていく中で、そ

ういったところについても十二分に補強しながら、審査資料の中で御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。その審査資料について御了解いただいた後、その内容を補正の中に織り込んで、最終的な申請書としているふうに、現在は考えておるところでございます。」

(2) もちろん、頁数だけで申請書の適否を直ちに断することはできず、頁数が少ないので、要点をとらえて要領よくまとめているからであり、申請書としては必要十分である、ということもあり得るかもしれない。

しかしながら、被告の申請書は、先述のとおり、フィルターベントという、原子力規制委員会が求める基本中の基本の設備すら盛り込んでいないような不十分なものである。

その程度の対策すら盛り込まれていないような被告の申請書が、要点の絞られた必要十分な申請書などとは到底言えない。

そもそも事故対策ないし安全の問題というのは、これで100%問題ないというような上限がない問題である。

そのような問題に取り組む中で、安全性を証明するための申請書の頁数が他の事業者の10分の1にも満たないという事実は、被告における、原発の安全の問題に取り組むにあたっての労力の少なさ、意識の低さ、能力の低さをそのまま反映しているものと言わざるを得ない。

(4) また被告は、上記審査会合の場では補正ありきの申請であることを否定しているが、上記の被告の回答は、被告がまさに補正ありきで考えていることを明確に示している。

規制委員会まかせで補正ありきの申請に及んでいるということもまた、被告自身の事業者としての責任感、原発の安全性への意識の欠如を示している。

4 原発防災対策が未了の中での申請

(1) 原告が第15準備書面において指摘した原発防災の問題は何ら解決されておらず、現状において志賀原発の周辺住民の安全は保障されていない。

特に、有事の際に原発周辺の医療施設ないし福祉施設に居住している病人ないし要介護者の受け入れ先が何ら確保されていないという問題は極めて重要である。

(2) 福島原発事故の際、原発周辺の病院の入院患者で、受け入れ先を迅速に確保できなかつたがために亡くなってしまった人が、少なくとも60人はいたことが国会事故調から報告されており（甲B第1号証・357ないし358頁），またこの問題は、大飯判決においても、福島原発事故において起きた原発の抱える重大な問題として言及されている（甲D第1号証・38頁）。

志賀原発周辺の病院や高齢者の入居する福祉施設においては、原発事故が起きた際の安全な受け入れ先は未だ確保されておらず、志賀原発で事故が起きれば、福島原発事故の場合と同様に、避難中に入院患者らの死者が出てしまう可能性が高い。

そのような中での被告による本件申請は、志賀原発周辺に住む住民、特に、入院患者や要介護の高齢者といったいわゆる避難弱者の生命身体の安全を無視したものである。

5 「シーム」との呼称を用いていること

- (1) 被告は、S-1等の「断層」のことを、本件申請の場や本件訴訟の準備書面等においても、いまだに「シーム」と呼んでいる。
- (2) 「断層」と「シーム」はともに地中の割れ目を指す言葉として用いられるものであるが、定義や使い分けは学術上必ずしも明確ではない。ただ、「シーム」との呼称は、地中の割れ目が持つ危険性の過小評価を伴う呼称であり、一般市民に対し危険性の印象を薄めることにもなりかねないことから、原子力規制委員会等の専門家の中では、「シーム」という用語を使わないということが一般化している。
- (3) 平成26年2月14日に開かれた志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の事前会合の場において、原子力規制委員会は、「シーム

ムS-1」という用語を用いていた被告に対し、「断層というふうにちゃんと記載をしておくべきではないかと。シームという名前を使うのはふさわしくないんじゃないかというふうに思います。」と指摘している（甲A第16号証・27頁）。

これに対し被告は、「意味合いとしましては、まさしく断層という捉え方でおりまして…」「断層、テクニカルな、構造的なものであることは間違いございません」（甲A第16号証・30頁）と回答している。

しかしながら、原子力規制委員会から過去に「シーム」という呼称を用いることは問題であると指摘されたことがあるにもかかわらず、被告はいまだに「シーム」という呼称にこだわっている。

被告が「シーム」という呼称にこだわっているのは、「断層」などと言う表現を用いるとS-1が危険なものであるかのような印象を与えてしまうとの認識があるからである。

被告の原発の安全性に対する意識の低さは、「シーム」という呼称へのこだわりにも如実に表れているものである。

6 被告において原発を直ちに稼働しなければならない必要性は無い

原告は、第6準備書面において、平成24年の被告の夏の発電所の受給実績について、予備率が3・0%以下になったことはないことを指摘したが、その後の平成25年、26年においても、被告の電力の予備率は、平成25年8月22日に4.5%になったことが1日あるだけであり、志賀原発が稼働していないここ数年において、被告の電力供給が危機的状況に陥ったことはない（甲A第31、32号証）

また被告は、平成26年9月中間期決算において純利益101億円をあげており（甲A第33号証），志賀原発が稼働していないここ数年において、被告は黒字経営を続けている。したがって、直ちに原発を稼働させなければ被告の経営が破綻ないしは経営危機に瀕してしまうなどということもない。

被告の需給実績や経営状況からしても、喫緊に原発を再稼働しなければならない状況にはない。にもかかわらず被告は、何を焦ってか、以上述べたような時期尚早かつ準備不足の本件申請に及んでいるものである。

7 小括

以上述べたとおり、被告は本件申請において、自身の原発事業者としての意識の低さ、能力の低さを露呈しているものである。このような被告に、原発という、未曾有、甚大かつ不可逆的な被害をもたらす危険を伴う施設の稼働を任せるのは、あまりに危険である。

第5 被告の特異な企業体質

以下では被告の企業体質を知るうえで、重要な歴史的事実を明らかにする。

1 臨界事故隠し

(1) 臨界事故の発生

1999(平成11)年6月18日の午前2時頃に志賀原発1号機での代替停止機能試験を行ったところ、準備段階の操作の誤りにより、2時17分に最初の制御棒の脱落が始まり、最終的に3本の制御棒が引き抜けた。

そのため、2時18分に原子炉が臨界となり、同時に、炉内中性子束モニタ(IRM)「高高」信号によりスクラム(原子炉緊急自動停止)信号が発報した。

中央制御室の当直運転員がスクラム信号に気が付き、当直員が現場の作業員に弁を開けるよう指示し、脱落していた制御棒を再挿入することによって事故は終わった。この間約15分にわたり臨界状態(核分裂連鎖反応が持続する状態)が続いた。その間、原子炉圧力容器と格納容器の蓋は、開いたままだった。

(2) 事故の隠蔽

このような重大な臨界事故であるにも拘らず、被告は次のようにして臨界事故を隠蔽した。

事故が収束した後、当直長は発電課長に連絡、発電課長は所長以下関係者に連絡し、所長以下 14 名が事務棟の緊急時対策所に集まり協議した。所長らは臨界事故の可能性を認識していたが、所長は、事故を公表すれば、「2号機着工が迫っており工程が遅れる」ことから、臨界を示すデータ類を誤信号として処理することにして、本件事故を社外へ報告しないことを決めた。召集された原子炉主任技術者、社員らもこの決定に同意した。

その後、発電所と本店原子力部(富山)、東京支社及び石川支店の間でテレビ会議が開かれ、発電所から、「制御棒が過挿入により、位置不明の表示となった」、「何らかのノイズにより IRM に信号が入った」、「実際に出力が上がってないことから報告対象でない」と報告、了承され、社外へ報告しないことが決定された。

そして事故を知る少なくとも 14 名の社員は、①臨界事故の原因調査をせず、②設備の健全性の確認をせず、③再発防止対策をとることをせず、臨界事故の再発の危険性をかかえながら、8 年間の長期にわたり原発を運転して来たのである。

更に、被告は、臨界事故から 4 ヶ月後に発生した JC0 臨界事故を受けて国が電力各社に対して求めた制御棒の操作手順書の点検・確認に対し、「手順書は適切に作成され、順守されている」と虚偽の報告をしていた。被告は、当時、制御棒の手順書の誤りに気付いていたが、手順書の誤りと書き替えた事実を隠蔽していたことも明らかになった。

(3) 事故記録の改ざん

更に、次のように事故の隠蔽工作が行われた。

発電課長は、誤信号として、引継日誌に本件臨界事故に関する記述をしないように指示した。日誌の「運転状況」の項目には、定期点検のために「原子炉停止中」と虚偽の記入をし、「定例試験」「作業依頼」「その他」の3項目にはすべて「なし」と書いた。このように事故当時の当直が作成した引継日誌には、異常を示す記載をせず、次の交替のメンバーにも事故を隠した。

更に、臨界事故を隠すため、炉心中性子束モニタ(SRM, IRM)記録計チャートの中性子束が上昇している箇所に「点検」と虚偽の記載をした。

又、緊急時対策所での協議の際に切り取られた警報等印字記録(アラームタイプ)の原本は、本来保管されるべきであるにも関わらず破棄して隠蔽した。

さらに、北電社員が事故後、臨界時の炉内の状況分析をメーカー・日立製作所の担当者に依頼したこと口止めした。

この行為は、事後の追跡調査による原因究明や再発防止策をも不可能にするものであり、許し難い犯罪行為であった。(以上(1)~(3)につき甲A第34号証)

(4) メーカー任せの無責任、無能力体質

被告によると、本件事故の直接の原因是制御棒挿入試験の操作手順書に誤りがあったことにあるとされる。そして、手順書を作成したのは製造元の日立制作所であるとされる。

結局被告は、手順書をチェックする立場にあるにもかかわらず、誤りを発見できなかつたのである。本来なら機械保修課が行う検査であったのを、はじめて行う電気保修課が検査を行つたため発見できなかつたと言うのである。

手順書のチェック能力もない者にはじめての検査をさせると言う無責任でかつ検査能力のない被告のメーカー任せの体質が明らかであり、被告にはそもそも原発を運転する資格も能力もないと言わざるを得ない。

(5) 経済性優先の体質

本件臨界事故の隠蔽を決定した所長の動機は、「この事故が外部に出ると志賀2号機の着工予定が遅れる」ということである。何よりも最優先にされるべき原発の安全性を無視してでも2号機の着工を優先させ、1号機を停止せず運転し続けたのである。このような被告の原発の安全性を無視して経済性を優先する企業体質については、原告らは、重大事故のたびに繰り返し指摘し、主張して来たが、現在も全く変わっていない。

(6) 小括

臨界事故は、BWR原発では最も危険な事故形態である核暴走事故の開始点の事故である。その意味では、あってはならない事故だったのである。このように危険な臨界事故が発生したにも拘らず、この事実を規制当局を含め一切公表せず、8年間の長きに渡り社内で隠蔽してきた。

この事実からは、被告は、原発の安全性を確保するべき電力会社としては無能力であって、原発を運転する資格そのものが欠如していると言わざるを得ない。（以上の臨界事故に関し、その他甲A第35の1～15、36、37号証）

2 繰り返される地震動過小評価

被告は、これまで活断層の評価において連続して、ずさんな調査や判断を繰り返しており、地震動に対する原発の安全性についても、真摯に対応してこなかった。以下に主要な事例を列挙する。

(1) 能登半島地震

① 2007(平成19)年3月25日午前9時42分頃に能登半島地震が発生した。

震源の位置は、北緯37度2分、東経136度7分、震源の深さ11km、地震の規模M6.9で、内陸部の浅い地震であった。右横ずれを伴う逆断層運動があり、平均の滑り量は1.6mと推定されている。

内陸の浅いところで起こったという意味で、この地震は、2004年の新潟県中越地震や、2005年福岡西方沖の地震と類似の地震であり、また2007年中越沖地震とも類似の地震であった。

地震研究所の資料によると、この地震の余震分布は、平面的なひろがりとともに断面図での余震震央分布を確認すると、いわゆる被告が志賀原発2号機申請時の基準地震動設定にあたって調査対象としたF14, F15, F16断層の断层面に震央分布が重なり(加えてF17, F18にも分布している状況もある)，これらの既知の海底断層が活動したと考えられる。

(甲A第38号証, 甲A第39号証)

被告によるとそれぞれの断層長さは、F14が12km, F15が11km, F16が11kmであり、単独ではもちろん二つでも、上記余震域幅の海側部分28kmに不足するので、これらの断層が対応するとした場合は、三つの断層が同時に動いたと考えられる。

しかし、被告は志賀原発2号機増設申請書には「敷地前面調査海域では、音波探査の解析により、連続性を有する断層として20断層が推定されたが、F-12断層, F-14断層, F-16断層及びF-17断層の4断層以外の16断層はB2層から下位の地層に認められる断層であり、第4紀後期の活動はないと判断される。」として、F-15断層は活断層ではないとして、考慮すべき断層から排除してしまっていたのである。(甲A第40号証 6-3-43)

すなわち、F-15断層は50万年前に活動を終了しているとして除き、F-14断層, F-16断層をそれぞれ別々の震源断層に対応しているものとしてあつかい、発電所敷地への影響を小さく見積もったのである。

その結果、この能登半島地震による本件原発への地震動は、最大711ガルに達し、本件原発の耐震設計指針であるS1(当時)はもちろん、3

7.4ガルで設定された当時のS2をも越える影響を与えたのである。（甲A第41号証）

尚、被告は現在ではようやく、F-14～16を含む断層を「釜波沖断層帯（東部）」「釜波沖断層帯（西部）」として一体の断層帯として評価するに至っている。（甲A第48号証）

このように、被告は、F-15断層の評価を完全に見誤っていたのである。

(2) 福浦断層

① 活断層の指摘

中田高・今泉俊文「活断層詳細デジタルマップ」（中田・今泉（2002））によれば、活断層研究会（1991）の福浦断層とほぼ同じ位置に推定活断層が図示されている。

② 被告の福浦断層の従来の評価

ところが被告は本件原発の耐震設計にあたっては、福浦断層について、断層を覆う12万ないし13万年以前と考えられる堆積物に断層の影響が及んでいないことなどから、活動が後期更新世に及んでいないと判断し、活断層であることを否定していた。（甲A第40号証 平成9年の2号機設置変更許可申請書6-3-32）

③ 新規制基準策定時の評価

従来の耐震設計審査指針が平成18年9月に改訂された際、被告は新耐震設計審査指針に基づき改めて福浦断層を評価した。

その内容は、まず新リニアメント判読基準による地形判読によれば、リニアメント・変動地形は、従来判読していた区間を含み、北部の約1.4キロメートル区間、南部の約1.2キロメートル区間で断続的に判読されたとする。

しかし、いずれのリニアメント・変動地形の周辺にも高位段丘面にはリニアメント・変動地形を挟んで分布高度に系統的な差が認められず、また、高位段丘Ⅱ面にも分布高度に系統的な差が認められない。更に、北部の約1.4キロメートル区間のリニアメント・変動地形を挟んで高位段丘Ⅱ面、Ⅲ面及びⅣ面が分布しており、南部の1.2キロメートルの区間と同様、高位段丘Ⅱ面、Ⅲ面及びⅣ面にはリニアメント・変動地形を挟んで分布高度に系統的な差が認められない。また、受堤北方の山腹で認められた断層露頭では断層変異を受けた形跡は認められないとか、この堆積物の赤色土壌化およびくさり礫化の程度を根拠として、本断層は活動が更新世に及んでいないと判断されるとして、結局従来と同じく、活断層であることを否定した。（甲A第42号証 平成20年中間報告書3-147）

④ ところが、今回規制委員会の指摘に基づく新たな調査により、四半世紀の間否定されてきた福浦断層が、突然、活断層として認定されることになったのである。

ここでも被告はずさんな調査・判断により福浦断層の活断層性を見落としてきたのである。

(3) 邑知潟断層帯

邑知潟断層帯についても、被告は、過小評価を繰り返してきた。

① まず被告は当初の断層調査（例えば2号機の平成9年設置許可申請の際の調査）において、邑知潟断層帯は石動山断層を飯山までの区間と、飯山の南方から始まる区間に分けて、「前者の中能登町久江から羽咋市飯山までの約8km区間については、更新世後期以降における活動を否定出来ない。これに対し、後者の羽咋市飯山南方から宝達清水町竹生野までの8km区間については、石動山断層によるものと考えられる活動によって西側へ傾斜した地層である中川砂岩層が、更新世中期前半（約80万ないし50万年前）に形成された地層であることから、中川砂岩層を西側へ傾斜さ

せた活動は遅くとも更新世中期前半の終了時点（約50万年前）には活動を終了しているものと判断される。」として、8kmのみが活断層であるとしていた。（甲A第40号証 2号機設置変更許可申請書6-3-23, 甲A第43号証 控訴理由書61頁以下）

② これに対し、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は平成17年3月の報告で「5キロメートル以内に発達する活断層を一括して活動すると考えてグループ化する手法、（「松田の基準」という。）によれば、邑知潟断層帯は断層がほぼ連続的に分布することから、過去、断層帯全体が一つの区間として活動したと推定され（中略）邑知潟断層帯は、将来的にも全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、発生する地震の規模は、松田式を用いると、マグニチュード7.6程度と求められる」としていた。（甲A第44号証、2号機一審判決 判例タイムズ1277号363頁）

③ しかし、被告は、前記2号機一審判決に続く2号機訴訟の控訴審において、従来の8kmの主張を続けるとともに、新たに、坪山-八野断層帯について、「邑知潟断層帯とずれの向きが逆（坪山-八野断層は西側隆起の逆断層であるのに対し、邑知潟南縁断層帯は東側隆起の逆断層である）であり、それぞれの断层面は地下深部では離れていくと考えられることから、坪山-八野断層は、邑知潟南縁断層帯とは別の断層帯であると判断したものと主張し始めた。

その結果、坪山-八野断層を邑知潟断層帯とは別の断層帯として分断し、邑知潟断層帯の長さを地質調査研究推進本部が認めた約44kmではなく約34kmとする主張していたものである。（甲A第45号証 被告準備書面(6)65頁以下）

④ これに対して、前記地震調査委員会の邑知潟断層帯の評価では、被告の主張ではずれの向きが逆向きで離れていく方向にあるはずの坪山-八野断

層についても、邑知潟南縁断層帯と一連のものとして同時に動く全体としてひとつの区間の断層帯であると判断されており、坪山一八野断層も含めて邑知潟断層帯の全長は約4.4kmとしていたのである。

⑤ 又、原告は5km以内に発達する活断層を一括して活動すると考えてグループ化する松田の基準によれば、坪山-八野断層と他の邑知潟断層と他の断層は5km以内に存在するものである以上、当然に、邑知潟断層帯の全長は坪山-八野断層も含めて約4.4kmであり、全体が一つの区間として連動して同時に動くものとして、全長4.3km、マグニチュード7.6、震源距離約2.1kmの笹波沖断層帯と同様に考慮されなければならないと主張していた。

⑥ ところが、その後保安院は、邑知潟南縁断層と坪山一八野断層とは向きが逆でも、重力構造などからつながっていると考えられ、同一の断層として評価すべきであるとし、被告の従来の主張を否定し、邑知潟断層帯を一体として評価するよう指示したのである。（甲A第46号証、甲A第47号証）

その結果、現在では邑知潟断層帯は4.4km一体として評価すべきものとされているのである。

このように邑知潟断層帯の評価においても、被告は、過小評価を繰り返してきたのである。

(4) 小括

原発の安全性を脅かす元凶の1つは地震である。福島原発事故はそのことを端的に示している。従って、原発を保有する電力会社が、原発の安全性を真摯に追求するなら、活断層調査の評価ひいては基準地震動の評価は厳格にかつ安全側にたって実施・評価されるべきである。

しかるに、被告は前記の通り能登半島地震の活断層評価を誤り、福浦断層を四半世紀も活断層と評価せず、邑知潟断層については当初8km、次いで

34 km, そして遂に44 kmに徐々に成長していくといううざんな調査と評価を続けてきたのである。（甲A第48号証）

要するに被告は地震動の過小評価を繰り返してきたのであり、このような被告には原発運転の資格はない。

第6　まとめ

1　被告は本日から規制基準適合性に関する主張を始めた。

しかし、被告が主張立証すべきは本件原発が安全性に欠ける点がないことであり、規制基準に適合していることではなく、ましてや適合するとして申請したことでもない。従って、規制基準適合性審査を申請したことは、安全性の確保を意味するものではない。

田中規制委員会委員長も明言する通り、原発の安全確保の責任はそもそも事業者にある。規制委員会の監督責任が、事業者責任に取って代わることはできない。規制の有無やその内容によって、事業者が免責となることはないのである。

2　吉田調書によても、大事故が発生した場合、最後は、事故状況に直面している現場の職員の状況判断とそれに基づく意思決定が重要であることは明白である。

ところが、このような事業者責任の立場から見ると、適合性審査の他の事業者には見られない異常性、これまで臨界事故を8年間も隠蔽し、地震動の起因となる活断層の過小評価を繰り返してきた前歴を持つ被告には、大事故を起こせば甚大かつ深刻な長期に及ぶ被害を及ぼす原発を運転する資格にかけていると言わざるを得ない。

原発を運転する資格に欠ける被告による本件原発運転は、断じて許されてはならないのである。

このような観点からも裁判所の適切な判断を求めるものである。

以上